

総合評価方式の拡充

「総合評価方式」：価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式

技術評価点

= 評価値

評価値が最高の者が落札者

入札価格

〔現行〕

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10～50点

品質確保の体制
までは未確認

〔今後〕

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10～70点 + 施工体制評価点 30点

入札者の技術力を活かした
提案への配点を引き上げ

品質確保の体制を審査
要素として加味

「品質確保ができないおそれがある場合」の具体化

会計法の制度（第29条の6第1項ただし書）

- ・工事ごとにあらかじめ定めた基準価格を下回った場合は、「契約内容の履行がされないおそれ」の有無を調査
予定価格の2/3～85%の範囲内で定める
- ・「履行がされないおそれ」のある者とは契約しない(次順位者と契約)

現行の運用状況

- ・「履行がされないおそれ」のある場合とは何か具体化されていない。
このため、年間1,000件弱の調査を行っても、低入札者の排除には至らず、ほとんどの調査対象者(入札者)と契約している。

新たな取組み

現行制度を的確に運用するため、「契約内容の履行がされないおそれ」のある場合を次のとおり具体化

品質確保がされないおそれがある極端な低価格で資材・機械・労働の調達を見込んでいる場合

品質が確保された取引実績を過去の契約書類等で確認

品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがある場合

交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制が見込まれているか確認